

与那国町歯科医院に係る渡航費助成事業

申請の回数が拡充されました。

令和6年5月1日から令和7年3月31日までの受診分で、4回まで申請できます。



現在島内にて歯科治療を受けることができないことから歯科通院に伴う経済負担軽減するため渡航費の助成を開始します。

対象	①与那国町に住んでいて、かつ住民票のある方 ②保険が適用される治療が助成対象となります
助成額	与那国—石垣間の離島割引航空または船舶運賃の <u>8割</u> 助成します ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○飛行機往復 11,320円×0.8=9,056円助成 ○船往復 4,610円×0.8=3,688円助成</p> </div> <p>石垣市以外(沖縄県内)での受診であっても、与那国—石垣間の渡航費の8割を上限とします</p>
申請方法	申請書に加え、 ① 歯科医院の領収書(写) ※お子様が無料で受診された場合、診療明細書等、受診したことが分かる書類が必要です。 ②往復運賃の領収書 ③搭乗が証明できるもの(搭乗券、搭乗証明書等) を添えて提出 ※申請書は役場長寿福祉課 窓口またはホームページから入手できます。
申請回数	年度内2回 → 4回 まで助成されます

お問い合わせ:与那国町役場 長寿福祉課 電話:87-3575